

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月から 51 年 12 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 63 年 3 月まで

申立期間①については、昭和 47 年 3 月に夫がA県B町役場（現在は、C市役所）で、私の国民年金の加入手続きをしてくれた。国民年金保険料は、その時から欠かさず納付していた。

申立期間②については、昭和 59 年 5 月ごろD市に転居したが、転居後も国民年金保険料は欠かさず納付していた。

現在、夫は、当時のことを供述できる健康状態ではないが、申立期間の保険料を納付していたのは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和 59 年 4 月については、オンライン記録では、申立人の夫は当該期間の国民年金保険料が納付済みとされている上、当該期間前後の期間に係るD市の国民年金収滞納一覧表では、申立人及びその夫の保険料は、おおむね同一日に納付されていることが確認できることから、当該期間の申立人の保険料についても、その夫の保険料と併せて納付されていたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 9 月にE県内で払い出され、当該期間の国民年金保険料は現年度納付されているのに対し、申立人の国民年金手帳記号番号は 52 年 11 月にA県内で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該期間の国民年金保険料については申立人の夫と併せて納付することはできない上、申立人の国民年金手帳記号番号

が払い出された時点では、当該期間の大部分は、時効により保険料を遡って納付することができない期間である。

また、申立期間②のうち、昭和 59 年 5 月から 63 年 3 月までの期間については、特殊台帳、オンライン記録及びD市の国民年金収滞納一覧表のいずれにおいても、申立人及びその夫は共に国民年金保険料が未納とされている上、D市に転居した際の国民年金の加入手続についての申立人の記憶は定かではない。

さらに、申立人が、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 59 年 5 月から 63 年 3 月までの期間の、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年7月を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月1日から20年4月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年7月に係る標準報酬月額については、申立人が提出した同年7月分の給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務

務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 14 年 8 月から 20 年 3 月までの期間については、申立人が提出した当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を超えていることが確認できるものの、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から同年12月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答を受けたが、勤務していたのは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、企業年金連合会が提出した申立人に係るB厚生年金基金加入員記録などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和42年12月1日にA社から同社C支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該期間に係る申立人の厚生年金基金加入員資格喪失届、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者台帳及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間②の資格喪失日に係る記録を平成4年8月1日に、申立期間③の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年5月から3年6月5日まで
② 平成4年7月31日から同年8月1日まで
③ 平成4年10月31日から同年12月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

平成2年5月ごろにA社に入社してから、同社が4年10月31日に法律違反のため営業停止となり、同年12月1日にB社に業務委譲されるまでの期間において継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。

申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを証明できる給与明細書等の資料は所持していないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、i) A社及び同社の承継事業所であるB社に係るオンライン記録並びに適用事業所名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年7月31日時点で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人を含む26人全員が、同年8月1日付けで再度厚生年金保険被保険者の資格を取得していること、及び同社が再度厚

生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 10 月 31 日時点で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 28 人のうち、申立人を含む 24 人が同年 12 月 1 日に B 社において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できること、ii) 上記の A 社に係るオンライン記録により申立期間②及び③同時に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した複数の同僚から聴取したところ、B 社に新規採用されるまでの期間については申立事業所に継続して勤務していたとの供述が得られていることなどから判断すると、申立人は、A 社が 2 度にわたり厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとされる申立期間②及び③についても、B 社に新規採用されるまでの期間において、申立事業所に継続して勤務していたものと認められる。

また、前記の複数の同僚のうち一人から提出された平成 4 年 7 月分、同年 10 月分及び同年 11 月分の給与明細書によると、申立期間②及び③について給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、当時、社会保険事務を担当していたとする者は、「申立期間②及び③当時、厚生年金保険料は継続して給与から控除していたと思う。」と供述している。

一方、適用事業所名簿によると、A 社は昭和 62 年 1 月 1 日から平成 4 年 7 月 31 日までの期間及び同年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間において厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間②及び③については厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないものの、同社に係るオンライン記録により確認できる同年 7 月 31 日及び同年 10 月 31 日時点の被保険者資格喪失者数、及び同社の承継事業所に転籍したとする複数の同僚の供述によれば、同社は、申立期間②及び③の期間においても 5 人以上の従業員を雇用していたものと認められることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、申立人の A 社における平成 4 年 6 月及び同年 9 月のオンライン記録から、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②及び③において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 4 年 7 月、同年 10 月及び同年 11 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含

む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、オンライン記録により申立期間①当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した5人の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は連絡が取れず、前記の同僚は申立人の厚生年金保険料の控除等について記憶していないと供述していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前記の5人の同僚のうち2人は、「A社では、入社後直ちに厚生年金保険に加入させてはいなかったと思う。」と供述しているところ、オンライン記録により、当該2人の同僚に係る厚生年金保険被保険者資格の取得時期はそれぞれが供述する勤務開始時期と一致していないことが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A社に係るオンライン記録では、申立期間①における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人の申立期間①における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間のうち、平成6年8月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、6年8月及び同年9月は36万円、同年10月から7年9月までは41万円、同年10月から8年9月までは36万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人は、申立期間のうち、平成8年10月1日から14年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、8年10月から14年9月までは38万円、同年10月については36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から14年11月1日まで

「ねんきん定期便」で標準報酬月額を確認したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額よりも低い金額で記録されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成6年8月1日から8年10月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、当初、6年8月及び同年9月は36万円、同年10月から7年9月までの期間は41万円、同年10月から8年9月までの期間は36万円と記録されていたところ、同年9月9日付けで、6年8月1日にさかのぼって同年8月から8年9月までの期

間が 12 万 6,000 円に引き下げられていることが確認できる上、事業主、事業主の妻及び商業登記簿謄本から確認できる取締役 3 人についても、申立人と同じ同年 9 月 9 日付けで標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち平成 6 年 8 月 1 日から 8 年 10 月 1 日までの期間について、申立人と同じ 8 年 9 月 9 日付けで標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる前記の取締役であった同僚一人が所持する 6 年 8 月から 7 年 8 月までの期間、及び同年 10 月から 8 年 9 月までの期間に係る給与明細書により、当該同僚は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額よりも高額な保険料を給与から控除されていることが認められる。

また、A 社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、申立期間当時、A 社の取締役であったことが確認できるものの、雇用保険の被保険者記録により、昭和 56 年 10 月 1 日から平成 15 年 10 月 1 日までの期間において雇用保険に加入していることが確認できる上、前記の取締役であった同僚一人は、「申立人は現場において運転業務等を担当しており、会社の事務所にもほとんど行っていなかったように記憶している。申立人は社長の弟で取締役であったが、給与計算及び社会保険事務等には携わっておらず、一般の作業員と同様の扱いであった。」と供述し、申立事業所に係るオンライン記録により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚一人は「申立人は社長の弟で取締役であったが、現場担当の一般の作業員と同様の扱いであり、経営に携わる立場にはなかったと思われる。給与計算及び社会保険事務等には携わっていないはずである。」と供述していることから判断すると、申立人は、社会保険関係の事務手続に関与しておらず、標準報酬月額の引下げ処理を知っていた又は知り得る状態ではなかったものと認められる。

さらに、厚生保険特別会計不納欠損決議書により、平成 7 年 3 月から当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 14 年 10 月までの期間について、A 社は厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これら事実を総合的に判断すると、申立人について、平成 8 年 9 月 9 日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実には即したものと考えるが、6 年 8 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 6 年 8 月 1 日から 8 年 10 月 1 日までの期間について、申立人の標準報酬月額は 6 年 8 月及び同年 9 月は 36 万円、同年 10 月から 7 年 9 月までは 41 万円、同年 10 月から 8 年 9 月までは 36 万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成8年10月1日から14年11月1日までの期間について、申立人が提出した13年6月、同年8月、同年11月から14年3月までの期間、同年5月に係る給与明細書、及び12年1月11日から15年7月2日までの期間に係るA社における給与振込額が確認できる預金取引明細記録、前記の取締役であった同僚が所持する8年10月から同年12月までの期間、10年2月から11年2月までの期間、同年4月から同年11月までの期間、12年1月から同年5月までの期間、同年8月及び同年9月、同年11月から13年5月までの期間、並びに同年7月に係る給与明細書、同じく申立人と同様に標準報酬月額を引き下げが確認できる別の取締役であった同僚に係る「平成14年給与支払報告書（個人別明細書）」等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額よりも多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社に係る厚生年金保険料の控除が翌月控除であったことが認められることを踏まえ、申立人が提出した平成13年6月、同年8月、同年11月から14年3月までの期間、同年5月に係る給与明細書、及び前述の預金取引明細記録、前述の取締役であった同僚が所持する給与明細書、同じく申立人と同様に標準報酬月額の引き下げが確認できる別の取締役であった同僚に係る「平成14年給与支払報告書（個人別明細書）」等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額などから判断すると、申立期間のうち、8年10月から14年9月までは38万円、同年10月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主が既に死亡していることから、当該保険料を納付したか否かについて不明であるが、前述の給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、当該期間の全期間において一致していないことから判断すると、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和49年12月1日から50年8月1日までの期間、51年4月1日から同年10月1日までの期間及び52年4月1日から53年1月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、49年12月から50年3月までは11万8,000円、同年4月から同年7月までは13万4,000円、51年4月から同年6月までは14万2,000円、同年7月は17万円、同年8月及び同年9月は13万4,000円、52年4月から同年12月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月1日から54年4月30日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給された給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間は、A事業所に勤務していた期間であり、申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、昭和49年12月1日から50年8月1日までの期間、51年4月1日から同年10月1日までの期間及び52年4月1日から53年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した49年12月から50年7月までの期間、51年4月から同年9月までの期間、及び52年4月から同年12月までの期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を

給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、昭和49年12月から50年3月までは11万8,000円、同年4月から同年7月までは13万4,000円、51年4月から同年6月までは14万2,000円、同年7月は17万円、同年8月及び同年9月は13万4,000円、52年4月から同年12月までは16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、適用事業所名簿によると、申立事業所は、平成6年8月17日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和年50年8月1日から51年4月1日までの期間、同年10月1日から52年4月1日までの期間及び53年1月1日から54年4月30日までの期間については、申立人が提出した給与明細書により、給与月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を昭和53年5月から同年12月までは16万円、54年1月から同年10月までは20万円、同年11月から55年6月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月1日から55年7月1日まで

「ねんきん定期便」に記載された厚生年金保険料納付額と私が保管している給料支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額を確認したところ、A社に勤務していた申立期間における金額が相違しており、実際の給与支給額及び控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低い標準報酬月額が記録されていることが判明した。

申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給料支払明細書から、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額（昭和53年5月から同年12月までは16万円、54年1月から同年10月までは20万円、同年11月から55年6月までは22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から供述が得られないが、申立期間の全期間において、上記の給料支払明細書から確認できる申立人の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と一致していないことから、事業

主は、上記の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和61年5月から同年7月までは15万円、同年8月は14万2,000円、同年9月は16万円、62年9月は17万円、平成元年10月から同年12月までは20万円、2年2月から同年4月までは20万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年11月から3年6月までは24万円、同年8月及び同年9月は24万円、4年8月から同年10月までは26万円、同年11月及び同年12月は24万円、5年1月から同年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは28万円、6年1月及び同年2月は26万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、7年1月は26万円、同年2月及び同年3月は28万円、同年5月及び同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月から同年10月までは26万円、同年11月から8年1月までは28万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月から同年7月までは30万円、同年8月及び同年9月は32万円、同年10月から11年8月までは30万円、同年9月から12年3月までは32万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年7月から13年3月までは30万円、同年4月から15年3月までは26万円、同年4月から18年3月までは30万円、同年4月は28万円、同年5月から20年5月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月7日から平成20年6月1日まで

A社に勤務していた昭和61年5月7日から平成21年7月20日までの期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間に

おける標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和61年5月から平成4年11月までの期間、5年12月から9年6月までの期間、同年8月から10年9月までの期間、同年12月から11年3月までの期間、及び同年5月から20年5月までの期間の給料支払明細書（平成7年3月からは給与明細書に名称変更）において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち、昭和61年5月から同年7月までは15万円、同年8月は14万2,000円、同年9月は16万円、62年9月は17万円、平成元年10月から同年12月までは20万円、2年2月から同年4月までは20万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年11月から3年6月までは24万円、同年8月及び同年9月は24万円、4年8月から同年10月までは26万円、同年11月は24万円、5年12月は28万円、6年1月及び同年2月は26万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、7年1月は26万円、同年2月及び同年3月は28万円、同年5月及び同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月から同年10月までは26万円、同年11月から8年1月までは28万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月から同年7月までは30万円、同年8月及び同年9月は32万円、同年10月から9年6月までは30万円、同年8月から10年9月までは30万円、同年12月から11年3月までは30万円、同年5月から同年8月までは30万円、同年9月から12年3月までは32万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年7月から13年3月までは30万円、同年4月から15年3月までは26万円、同年4月から18年3月までは30万円、同年4月は28万円、同年5月から20年5月までは30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成4年12月から5年11月までの期間については、申立人から給料支払明細書の提出が無いものの、i) 申立人が提出する前述の給料支払明細書から、当該期間直前の4年11月の保険料控除額に相当する標準報酬月額は24万円、当該期間直後の5年12月の保険料控除額に

相当する標準報酬月額が 28 万円であること、ii) オンライン記録において昭和 61 年から平成 7 年までの期間について毎年定時決定により標準報酬月額が改定されていること、iii) 申立人が提出する平成 5 年分の給与所得の源泉徴収票を検証したところ、当該期間の給与額及び社会保険料額は、オンライン記録による標準報酬月額 (20 万円) よりも高額であると推認されることから判断すると、当該期間の標準報酬月額については、4 年 12 月は 24 万円、5 年 1 月から同年 9 月までは 26 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 28 万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成 9 年 7 月、10 年 10 月、同年 11 月及び 11 年 4 月については、申立人から給与明細書の提出が無いものの、当該期間を除く 9 年 6 月から 11 年 9 月までの期間の給与明細書において、給与支給額はいずれも 31 万円 (厚生年金保険料控除額は 2 万 6,025 円) と変動は無いことから判断すると、当該期間についても、前後の期間と同額の保険料が控除されていたものと推認されることから、当該期間の標準報酬月額は 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、「事務手続上の誤りであるので、訂正してほしい。」と回答している上、給料支払明細書等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等から確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所 (当時) は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から 62 年 8 月までの期間、同年 10 月から平成元年 9 月までの期間、2 年 1 月、同年 10 月、3 年 7 月、同年 10 月から 4 年 7 月までの期間、6 年 8 月から同年 10 月までの期間、7 年 4 月、及び 12 年 6 月については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象とならないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和46年9月1日にB事業所からA事業所に名称変更し、現在は、C事業所）における資格取得日に係る記録を昭和46年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月21日から47年3月21日まで

D社から同社の関連事業所であるA事業所に異動した時期の厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務期間に空白は無く、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びD社が保管する退職者名簿の記載内容などから判断すると、申立人がD社及び同社の関連事業所であるA事業所に継続して勤務し（昭和46年8月21日にD社からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和47年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したかどうかは不明としているものの、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において、申立人の被保険者資格の取得日を昭和47年3月21日とする届出が行われていることが確認できることから、事業主は社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る46年8月から47年2月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和60年4月は19万円、同年5月は36万円、同年6月は32万円、同年7月から同年9月までは36万円、同年10月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月1日から同年11月1日まで

私が所持しているA社における給与明細書によると、給与から控除されている申立期間の厚生年金保険料は、オンライン記録に記載されている標準報酬月額に見合う保険料額より高額となっているので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和60年4月から同年10月までの期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、60年4月は19万円、同年5月は36万円、同年6月は32万円、同年7月から同年9月までは36万円、同年10月は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主に照会しても回答が得られないものの、申立人が所持する

給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、申立期間について、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月まで

申立期間の保険料は、最初は家計を預かっていた姉が納付し、姉が結婚した昭和 47 年 6 月以降は、私が保険料を納付していた。

また、昭和 48 年度の国民年金保険料を納付する際、私には国民年金手帳が無いことに気付き、後日、集金人が領収書を貼った私の国民年金手帳を持ってきた。その際、集金人から、領収印は昭和 48 年 4 月からになっているが、申立期間の保険料を納付した記録は役所の台帳にあり、国民年金手帳に国民年金被保険者資格の取得時期が 46 年 4 月と記載されていることから心配はいらないとの説明があり納得していた。

昭和 49 年に、A 市役所で国民年金の住所移転の手続を行った際、46 年 4 月からの国民年金保険料は納付済みであるとの回答を得ているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 6 月ごろ、申立人の義姉と連番で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録では、申立人の義姉の国民年金保険料も申立人と同様に同年 4 月から納付済みとされ、申立期間については両人とも保険料が未納とされている。

また、申立人の兄及び姉の国民年金手帳では、申立期間について、国民年金保険料が納付されたことを証する検認印が押され、納付日も一致している上、申立期間に係る昭和 47 年 7 月から 48 年 3 月までの保険料は、申立人の姉が婚姻する前の 47 年 5 月に一括納付されているため、申立期間の保険料は申立人の姉が保険料の納付を行っていたものと推認されるところ、申立人は申立期間

当時、国民年金手帳を所持していなかったと供述していることから、申立人の姉は、申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿では、申立期間の国民年金保険料が遡って納付された事跡は見当たらない上、申立人及びその姉が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

申立期間については、私は大学生だったので、父が A 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、B 銀行 C 支店の父名義の口座から振替で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 4 月ごろに A 市で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日 平成 3 年 4 月 1 日」と記載されていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、B 銀行 C 支店の父親名義の口座から振替で納付していたと供述しているところ、同口座の取引履歴では、申立期間に係る保険料が振り替えされた形跡は確認できない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの期間及び9年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から8年3月まで
② 平成9年4月

平成7年に、A大学生だった長男の国民年金保険料の振込用紙が自宅に送られてきた。国民年金保険料の申請免除制度等があるとの説明が添えられていたが、夫が免除は承認されないだろうと言うし、長男はスポーツ関係の部活動で、遠征や帰省などの移動は全て車だったので、事故等のことも考えて国民年金に加入し、最初から、自宅に送付されてくる納付書によって、私がB銀行C支店で保険料を納めてきた。

長男は大学に10年間在籍していたが、長男の国民年金保険料は送られてきた納付書により私が全て納付していたと記憶している。申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の委任を受けたその母親が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、E年金事務所には、当該期間当時の国民年金保険料の領収済通知書が保存されており、国民年金保険料が納付済みとされている当該期間前後の期間の過年度納付書は、F市の申立人の住所に送付され、当該期間直前の平成6年度分については平成7年12月25日に、直後の8年度分については9年8月19日に、それぞれ一括してF郵便局において納付されていることが確認でき、オンライン記録においても納付済みとされているところ、当該期間に係る申立人の領収済通知書は確認できず、オンライン記録においても未納とされており、申立人の母親が過年度納付していたことをうかがわせる特段の事情も見当たらない。

また、申立期間②については、オンライン記録によれば、当該期間直後の平成9年5月の国民年金保険料が、時効が成立する間際の11年6月25日に納付されていること、及び9年6月から11年3月までの保険料が、同年7月に一括納付されていることを踏まえると、当該期間の保険料は、同年6月時点で時効となり、納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から同年7月までの期間及び6年9月から7年6月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月から同年7月まで
② 平成6年9月から7年6月まで

私は、平成6年9月に、A社を退職し、実家で就職活動をしている時、1回の支払いが、数万円くらいの国民年金保険料額の納付書が3回か4回に分けて届き、B町役場かC銀行D支店若しくはE郵便局で納付していた。

F社の退職金が数十万円あり、そのほとんどを国民年金保険料の納付に充てなければならないという強いショックがあったことを記憶している。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立人が最初に勤務したF社の厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、基礎年金番号が導入された平成9年1月時点で、国民年金手帳記号番号が統合された事跡及び申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が所持する年金手帳では、申立人の国民年金の加入手続は、平成12年7月に行われたことが確認できることから、この時点までは申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間であったと推認され、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、B町では、申立期間当時、国民年金保険料の納付書は、1年分をまとめて送付し、保険料は各月ごとに翌月末までに納付する方法であったとしており、申立人の供述する納付方法とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から同年11月までの期間並びに5年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月から同年11月まで
② 平成5年11月及び同年12月

私は、毎月、国民年金保険料と国民健康保険料と一緒に納付していて、納付することを忘れたことはない。申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年6月ごろにA町（現在は、B市）で払い出されており、同年同月から申立人がC社における厚生年金保険被保険者の資格を取得する3年3月までの国民年金保険料は、同町及びD市において納付されているものの、同市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失してから10年12月1日に同資格を再取得するまでの期間において、同資格を取得した形跡及び別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、同年同月まで申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であったと推認され、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況等についての申立人の記憶は定かではなく、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無い上、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から7年3月まで
平成7年の6月か7月頃に母がA市B区役所に行き、私の国民年金の加
入手続を行い、保険料をまとめて現金で納付したので、申立期間が未納と
されていることに納得できない。
申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区役所が保管する国民年金手帳
記号番号払出簿の記録から、平成7年6月22日に払い出されていることが確
認でき、この時点においては、申立期間の一部（平成3年4月から5年4月ま
での期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であ
り、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見
当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、
申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の母親は、
平成7年か8年の寒い時期にA市B区役所に出向き、国民年金の担当窓口で納
付書により現金で一括納付したと主張しているところ、同区役所は、「平成14
年3月までは、現年度分の保険料のみ区役所内に設置された金融機関で納付書
方式によって収納できた。」と回答していることから、少なくとも過年度分の
国民年金保険料を同区役所内で納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関
連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を
納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 56 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 56 年 4 月まで
高等学校を卒業してから、昭和 56 年 4 月まで、両親と別居してA市B区で寮生活をしながら専門学校に通っていたので、申立期間の国民年金保険料は、当時、同市C区で食堂を営んでいた父が納付してくれており、父の店に集金に来ていたと思う。

申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市B区役所の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権により平成元年 10 月ごろ付番されたと推認でき、その時点において、申立期間については、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の父親は、既に死亡していることから、申立期間の国民年金の加入状況及び納付状況等が不明である。

さらに、申立期間当時、申立人とその両親の住民票上の住所は、異なることが確認でき、申立人の両親がA市C区において集金により申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年3月から同年12月まで

昭和58年3月10日に会社を退職し、その数日後、A町役場において、国民年金の加入手続を行った。申立期間については、当時、妻が隣組を通じて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により納付していたことは間違いないので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A町の国民年金被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和56年11月1日に国民年金強制被保険者資格を喪失していること、及び同資格喪失の届出が57年1月20日に行われたことが確認できるものの、それ以後、申立人が申立期間において国民年金の再加入手続を行って、国民年金強制被保険者資格を再取得したことが確認できないことから、申立期間当時、国民年金の未加入期間とされていたと考えられる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間に係る国民年金保険料について、申立人は、申立人の妻が隣組を通じて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により納付していたと主張しているところ、申立期間当時は、国民年金の未加入期間と考えられることから、A町において、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付書を発行することは考え難く、申立人の妻に係る納付書のみ発行していたものと考えられる。

さらに、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失し、国民年金の再加入手続を行った場合、申立人の妻は、国民年金の任意加入被保険者から強制加入被保険者に種別変更となるべきところ、同人の国民年金被保険者名簿により、引

き続き任意加入被保険者として国民年金保険料を納付していたことが確認できることから、申立人が国民年金の再加入手続を行ったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2215（事案 1742 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 58 年 3 月まで

申立期間の保険料は亡くなった妻が納付してくれていたはずなので、年金記録確認第三者委員会に納付記録の訂正を申し立てたところ、年金記録の訂正は認められないとの通知には納得できない。

申立期間当時は、個人でA社を設立し、公共工事等も行って、会社も順調に利益を上げており、B共済にも加入でき、厚生年金保険に加入するまでは、従業員の国民年金保険料を支払っていたこともある。

今回、新たな資料として、B共済手帳申込書及びC市から入手した建設工事に関する契約一覧表を提出するので、再度調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録により、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間を含む期間の国民年金保険料は未納であることが確認できること、ii) 申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻は既に死亡しており、保険料の納付状況が不明であること、iii) 申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 12 月 9 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、B共済手帳申込書及びC市から入手した建設工事契約一覧表を提出し、公共工事を行っていたため、国民年金保険料を納付していたとして再申立てを行っている。

しかしながら、B共済への加入については、C市の建設工事入札における

審査基準に含まれており、公共工事を行うに当たっては、同共済に加入せざるを得なかったものであり、また、当該審査基準には、事業主の国民年金保険料の納付状況については含まれておらず、公共工事を行っていたことをもって国民年金保険料を納付したとする事情は認められない上、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年3月まで

申立期間の国民年金保険料は未納とされているが、平成3年4月に大学に入学し、同年*月の20歳到達時から、国民年金保険料の免除の申請手続を自分で行っており、申立期間についても免除の申請手続を怠ったことはないと思うので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料の免除申請や住所変更のため、関係する官公庁の窓口にて何度か行ったことがある。」と供述しているが、国民年金保険料の免除申請を行った時期、場所、方法、回数等を記憶しておらず、当時の免除申請手続についての記憶が明らかでない上、オンライン記録においても申立期間の国民年金保険料の免除申請を行った形跡は見当たらない。

また、申立期間当時、年度ごとに国民年金保険料の免除申請手続を行う必要があったところ、申立期間に係る2回に及ぶ国民年金保険料の免除申請手続において、行政側がいずれもこれを誤って記録しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から同年 11 月まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る労働者名簿の記録から判断すると、申立人が、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月 2 日から同年 9 月 26 日までの期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「労働者名簿以外に当時の関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。申立期間当時、一定の試用期間を設けており、従業員については入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人に係る労働者名簿の「厚生年金保険記号番号」欄は空欄となっているのに対し、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 3 人の労働者名簿に記載された厚生年金保険記号番号は、当該被保険者名簿における厚生年金保険被保険者記号番号と一致していることが確認できる。

さらに、前述の同僚 3 人について、労働者名簿に記載された雇入年月日と厚生年金保険被保険者資格の取得日を確認したところ、雇入年月日の約 5 か月から約 8 か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、このうちの同僚一人は、「私の場合、入社した後、しばらくして厚生年金保険に加入した。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたと

は限らない事情がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違している。昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間における給与額は約 13 万円、同年 4 月から 52 年 7 月までの期間における給与額は約 14 万円であったので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び企業年金連合会が提出した厚生年金基金の加入員記録はオンライン記録と一致している上、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、B 社は、「申立人に係る賃金台帳等は保管していないため、申立内容を確認できない。当社の関連会社である C 社にも問い合わせたが、合併や移転等により当時の関連資料が保存されておらず、申立内容を確認できなかった。」と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚 3 人は、それぞれ、「私は申立人と同様に大学を卒業して入社したが、当時の初任給は 5 万円又は 6 万円程度で、約 1 年間はその額のままだったと記憶している。」、「入社当時の給与額は 5 万円又は 6 万円程度だったと記憶している。」、「当時の初任給の具体的な額は記憶していないが、大学を卒業した者の給与額が 10 万円を超えるようになったのは、入社して相当期間が経過してからであったと記憶している。」と供述している上、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得した

者の標準報酬月額を確認したところ、申立人とほぼ同様に推移していることが認められることから判断すると、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

加えて、申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によれば、申立人のA社に係る離職日は昭和 57 年 9 月 29 日となっており、当該離職日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に基づく申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合していることが確認できる。

また、B社が提出した社員原簿により、申立人の退職日は昭和 57 年 9 月 29 日となっていることが確認できるほか、同社では、「当時の社会保険手続に係る関連資料が無いため、詳細は分からないが、退職手続は、通常、退職予定者から提出された退職願及び稟議書の日付を基に行っており、昭和 57 年 9 月 29 日付けで退職している場合、同年 9 月分の厚生年金保険料は控除していないと思われる。」と回答している。

さらに、前述の被保険者原票から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、それぞれ、「申立人の具体的な退職日は記憶しておらず、社会保険手続もA社本社で行っていたので、詳しいことは分からない。」、「私は、退職願を提出した後、退職日を月末に変更してほしいとA社の当時の担当者に申し出たが、訂正はできないと言われ、月途中の日付を退職日として、厚生年金保険被保険者資格を喪失している。そのため、退職月分の厚生年金保険料は控除されなかったと記憶している。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 63 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

A社に在籍中である両申立期間については、毎月同額の給与の手取額がB銀行の口座に振り込まれていたため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、昭和 63 年 1 月分の給与は、事業主不在で支払われないまま会社が事実上倒産したため、弁護士に依頼して銀行口座を差し押さえ、裁判手続を経て解雇予告手当相当額を全額受領したが、その際、裁判所に提出した賃金台帳があるはずである。また、直ちに失業保険の手続を行い、6 か月分の給与支払実績が認定されて基本手当を受給したため、少なくとも6 か月以上は勤務したはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立期間①において、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社において、昭和 62 年 5 月から同年 10 月までの期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる男性同僚 13 人（申立人を除く。）の雇用保険被保険者資格の取得状況を確認したところ、厚生年金保険被保険者資格を雇用保険被保険者資格の取得日と同日に取得している者は二人のみで、残る 11 人については、厚生年金保険被保険者資格の取得日が雇用保険被保険者資格の取得日より約 1 か月から約 3 か月後になっていることなどから判断すると、事業主は、従業員について、必ずしも雇用保険の加入と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがわれる。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はA社を昭和 63 年 1 月 30 日に離職しており、雇用保険の被保険者記録が確認できた同僚のうち 9 人が申立人と同日に離職している上、当該記録は、申立人及び当該同僚 9 人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係るオンライン記録と符合する。

また、同僚から、申立人の申立期間②における勤務実態について、確認できる供述を得ることができない。

さらに、適用事業所名簿によれば、A社は、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失したと記録されている日と同日である昭和 63 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

3 申立人は、A社に在籍中、毎月同額の給与の手取額が振り込まれていたと主張し、同社が倒産した際に、賃金債権の先取特権に基づく強制履行を請求するために裁判所に提出した賃金台帳があったはずであるとしているが、管轄の地方裁判所は、「事件簿の保存期限は 10 年であり、資料を確認することはできない。」と回答しており、当該案件を担当した弁護士も「資料は保存していない。」と回答している。

また、前述のとおり、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、両申立期間当時の取締役のうち、聴取できた一人は、「私は、労務関係の業務にはかかわっておらず、社会保険料の控除等の詳細については分からない。」と回答しており、複数の同僚から聴取しても、勤務期間の特定はできないものの、申立人が勤務していたことを記憶している者はいるが、申立人の厚生年金保険料の控除について推認できる供述は得られない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月頃から 34 年 8 月 21 日まで
(A社)
② 昭和 53 年 4 月頃から 54 年 4 月頃まで
(B社)
③ 昭和 54 年 5 月頃から同年 8 月頃まで
(C社)
④ 昭和 54 年 10 月頃から同年 12 月頃まで
(D社)

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社、B社、C社及びD社に勤務していた各申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があったが、各事業所で勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、事業主の親族であるとされる者と申立人の供述が、申立人の勤務開始に至る経緯（申立人の叔父の紹介）及び勤務開始時点での年齢（16歳）などにおいて符合することから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、前述の被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 34 年 8 月 21 日であり、申立期間①において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、前述の被保険者名簿によれば、申立期間①当時、A社において初

めて厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚4人は概ね20歳前後に達してから同資格を取得していると認められるところ、当該4人のうち3人が記憶する入社時期は同資格の取得時期と一致しておらず、当該3人のうち2人は、申立期間①当時、試用期間があったと思われる旨供述している。

さらに、前述の被保険者名簿などから、申立人は19歳*月で厚生年金保険被保険者の資格を取得していると認められるところ、前述の入社時期を記憶する3人の同僚のうち、15歳で入社したと供述している、申立人と入社時の年齢が近いと認められる者は、当該被保険者名簿などから、20歳4月で厚生年金保険被保険者の資格を取得していると認められることなどから判断すると、事業主は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

2 申立期間②について、適用事業所名簿によれば、申立人が勤務していたと主張するB社は平成17年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間②当時は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない一方、申立期間②当時、E社が厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できるところ、申立期間②より前の昭和51年4月20日に設立登記されているB社に係る法人登記の記載内容などから判断すると、E社はB社の前身事業所であったと推認される。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、申立人が当時使用していたとする氏名である「F」としての申立人の在籍を鮮明に記憶しており、申立人及び当該同僚が記憶する事業主の子の氏名に係る記憶が符合している上、当該被保険者名簿において申立人が記憶する別の同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がE社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、申立人が勤務していたと供述した前述の同僚は、「当時の建設関係の事業所では、約2か月間から3か月間の試用期間が習慣的に設定されていた。」と供述していることなどから判断すると、事業主は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間②における健康

保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、B社では、「当時の事業主は既に死亡している上、申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 3 申立期間③について、申立期間②において供述が得られた前述の同僚が、「申立人は、E社を退職後にG市H区I付近の工場に再就職したと聞いている。」と供述しているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が勤務していたと主張するC社が当該地に隣接するG市H区Jに所在する事業所であったことが確認できる上、申立人が、「C社は、ペンキで事業所名称を表示していた。」と記憶しているところ、当該記憶が、前述の被保険者名簿により、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述と符合していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がC社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿により、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「当時は、約3か月間の試用期間を設定する傾向があり、自身もC社を含め数か所の事業所で勤務したが、いずれの事業所でも試用期間が設定され、試用期間中は厚生年金保険に加入できなかったため、厚生年金保険被保険者の資格を取得するまでの期間は国民健康保険に加入していた。」と供述しており、事業所名称の表示方法について供述した前述の同僚も、「私には、勤務開始時期から約2か月間の試用期間が設定された。」と供述していることなどから判断すると、事業主は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間③において、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、適用事業所名簿によれば、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の申立期間③における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 4 申立期間④について、申立人が勤務していたと申し立てているD社K工場

が同社本社とは異なる地に存在していたとする旨の事業所の回答及び同僚の供述が得られている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人は当該同僚が一時的な労務不能に至る負傷をしたことを記憶しており、当該記憶が当該同僚の供述と一致していることなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がD社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D社の事務担当者は、「申立期間④当時は、3か月間の試用期間が設定されており、私にも適用された。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿により、当該事務担当者の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、自身が記憶する入社時期から約3か月を経過した時期になっていることが確認できる上、別の同僚も、「申立期間④当時は、約3か月間から6か月間の試用期間が設定されていた。」と供述していることなどから判断すると、事業主は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間④において、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、D社は、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間④における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 5 申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで

昭和 32 年 3 月に高等学校を卒業し、その後、A事業所で働き始めた。当時は厚生年金保険に加入していたことを知らなかったが、当時の同僚からA事業所に勤務していた期間に係る厚生年金を受給していると聞いて、私の年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給されていることになっていた。私は、退職金も脱退手当金ももらった記憶は全くない。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和35年6月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月17日から19年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社B事業所に勤務していた期間のうち、昭和18年8月17日から19年6月1日までの期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。私は、長男であり、家族の生活を支えなければならなかったため、休職したことや長期の休暇を取得したことに関する記憶は無い。継続して勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、同社B事業所の従業員についての人事関係資料を保管していないと回答している上、申立人は、既に死亡していることから、申立期間中の勤務状況及び当時の同僚について供述を得ることができず、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)により、申立人は、A社B事業所において昭和17年1月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得、18年4月15日に同資格を喪失、同社C事業所D支所において、同日に同資格を再度取得、同年8月17日に同資格を再度喪失、同社C事業所において、19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得、20年9月7日に同資格を再度喪失している記録が確認できるものの、申立期間については、当該旧台帳の「資格取得」及び「資格喪失」欄が空欄となっており、申立期間において継続して労働者年金保険の被保険者であったことが確認できない上、当該

旧台帳の「標準報酬月額」欄において、18年6月に120円であった標準報酬月額が、19年6月には60円になっている記録が確認できることからなどから判断すると、申立期間の前後において、申立人の勤務実態、労働者年金保険又は厚生年金保険の加入状況及び労働者年金保険料又は厚生年金保険料の控除等について、必ずしも同一であったとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A社が保管する「工場台帳並びに視察簿」（労働者年金保険被保険者名簿）及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、A社B事業所において、昭和17年1月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得、18年4月15日に同資格を喪失、同年4月15日に同資格を再度取得、同年8月17日に同資格を再度喪失していることが確認できるものの、申立期間における申立人の労働者年金保険の被保険者記録は確認できず、同社における両被保険者名簿の記録は前述の旧台帳の記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2941 (事案 2357 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年4月11日まで

申立期間については、私の双子の姉と一緒に米軍A基地で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間として認められないとの通知を受け取ったが、納得できない。

今回、新たな資料として当該事業所の同僚と一緒に写った写真を提出するので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B管理事務所の資料を保管している国の所管局では、「申立事業所の昭和24年分の人事記録は見当たらない。」と回答している上、申立人が名前を記憶している同僚のうち申立人の姉以外の同僚は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができないこと、ii) B管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び国の所管局が保管する同管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録はいずれも確認できず、両被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日の記録は昭和25年4月11日で一致していることが確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年6月17日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和24年ごろに同僚と一緒に写ったと主張する写真を提出しているものの、当該写真からは撮影した時期及び勤務場所が特定できない

上、申立人は、申立人の姉以外には一緒に写っている同僚の名前を記憶しておらず、同僚を特定することができないことから、申立人が申立期間に申立事業所に在籍していたことを確認することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 28 日から 20 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に標準報酬月額の記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

一方、申立期間のうち平成 17 年 9 月分を除く期間について、A社が保管する賃金台帳により、給与月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、オンライン記録によれば、申立期間に係る申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されたなど不自然な形跡はうかがえない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 44 年 11 月 28 日から 45 年 5 月 31 日まで
③ 平成 2 年 7 月 1 日から 4 年 1 月 1 日まで

申立期間①及び②については、A 県 B 市に所在する公共職業安定所の紹介で、C 社（現在は、D 社）に勤務していた。

申立期間③については、A 県 E 町（現在は、F 町）に所在する同僚（故人）の紹介により、G 社で建設工事に従事していた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、雇用保険の被保険者記録、及び申立人が C 社の主任として名前を挙げた同僚が「当時、C 社には雇用促進の一環として雇われていた人たちがいたが、その中の一人として、申立人の名前を憶えている。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間①及び②において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人及び申立人が公共職業安定所の紹介で一緒に申立事業所に勤務したとして名前を挙げた同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録はいずれも確認できず、申立期間①及び②における健康保険の整理番号には欠番が無いことから、申立人及び前記の同僚の記録が欠落したものは考え難い。

また、申立人が「C 社から健康保険被保険者証の交付は受けていない。」と供述しているところ、D 社は、「月給制の従業員の名簿を確認したが申立

人の名前は無かったため、申立人は当社の正社員ではなかったと思われる。」「その他の当時の資料は保管されていないので、申立内容を確認することはできないが、健康保険と厚生年金保険の被保険者資格の取得届を分離して届け出ることではなく、健康保険被保険者証を交付していなければ、当然、厚生年金保険被保険者資格の取得届を提出していない。同取得届を提出していない従業員の給与からは、厚生年金保険料を控除することは無い。」と回答しており、申立期間①及び②における厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことがうかがえない。

- 2 申立期間③については、当時のG社の事業主が「申立人が記憶している当時の職場の状況から、申立人の勤務形態や時期は特定できないものの、G社の建設工事現場で業務に従事していた可能性はあると思う。」と回答していることから判断すると、勤務期間の特定はできないが、申立人が申立事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、上記の事業主及び複数の役員は、「申立人及び申立人を紹介したとしているA県E町に所在する同僚（故人）を知らない。申立期間③当時、当社は、H市I区及び当社の現場事務所単位に宿舍を設置していた。掘削工事、覆土工事、型枠工事、足場工事等の現場工事は全部下請会社の従業員が従事しており、当社の宿舍から現場に通勤していたことをもって当社が雇い入れた従業員であるとは限らない。当社が雇い入れた従業員でない従業員については厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除することは無かったはずである。」と回答している。

また、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できないところ、上記の事業主は、「倒産したこともあって社員名簿を保管していないため、申立人を雇用していたか否か直接確認できないが、当社の元請事業所（J社）との関係で、当社の社員はもとより当社が直接雇用していた作業員全員については労災保険及び雇用保険に加入させていた。申立人に雇用保険の被保険者記録が無いのであれば、当社と雇用関係は無かったものと思われる。」と回答している。

さらに、上記の役員が「当社雇用の社員、従業員及び作業員は必ずK国民健康保険組合に加入していた。」と回答しているところ、K国民健康保険組合L事務所は、「申立期間③において、申立人の名前は第1種組合員（常用従業者等）及び第2種組合員（日雇労働者等）のいずれとしても確認できない。」と回答している上、申立人は、「申立期間③当時、M市の国民健康保険に加入していた。」と供述している。

加えて、申立事業所は事業を廃止しており、建設工事に従事していた下請事業所に係る記録は残っておらず、申立人に申立事業所を紹介したとする同僚は既に亡くなっているため、申立人の申立事業所の下請事業所における

勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月1日から50年3月31日まで

大学中退後、公共職業安定所の紹介で、月給約13万円の支給が雇用条件となっていたA事業所（現在は、B事業所）に就職し、初任給として16万円以上を受け取っていた。当時の事務長から、「県の職員の給与に準じているから、当法人の給与額は高い。」と説明を受け、同法人に勤務していた期間中に、大学に復学するために約150万円を貯蓄していたことを記憶していることなどから、受け取った金額に間違いは無いはずである。

しかし、A事業所における申立期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取った給与支給額よりも低い金額で記録されているので、申立期間の標準報酬月額を実際に受け取った給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、初任給として16万円以上の給与を支給されたと申し立てているが、B事業所が保管する申立人の昭和48年6月9日付けの失業保険被保険者資格取得確認通知書の賃金月額合計額の欄には、「45,200円」と記載されていることが確認できるところ、当該賃金月額合計額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、B事業所が保管する失業保険資格喪失確認通知書・離職証明書（事業主控）から確認できる離職前7か月分（昭和49年9月から50年3月までの期間分）の賃金支払い状況等の賃金額欄における記載内容からも、月額16万円以上の給与が支給されていたことは確認できない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の主張を裏付ける関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、上記の被保険者原票では、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない上、上記の複数の同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額を比較しても、申立人の標準報酬月額のみが同僚の標準報酬月額とは異なり、低額であるという事情は見当たらず、申立人及び同僚の標準報酬月額はほぼ同様に推移していることが確認できる。

加えて、同僚の一人は、「A事業所における給与は、国家公務員の給与体系に準じており、それ以上に給与を支払うことは無かったため、当時、月額16万円という給与額はあり得ない。」と供述し、他の同僚からも、「当時、国家公務員の給与に準じて昇給は決定されていた。」とする供述が得られているところ、人事院作成の「国家公務員の初任給の変遷（行政職俸給表（一））」において、昭和48年当時の国家公務員の基本給は4万4,800円から5万5,600円であったことが確認できる。

また、事業主は、「職員名簿において、申立人が申立期間に在籍していたことは確認できるが、賃金台帳等の給与支給額及び保険料控除等を確認できる資料は保管しておらず、申立内容の詳細を確認することができないが、申立期間当時に、16万円を超える給与を支給することはあり得ない。現在の当法人における新規採用者の給与月額が約16万円である。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 1 日から 19 年 1 月 31 日まで

A社（平成 18 年 5 月 31 日にB社からA社に名称変更）に平成 17 年 10 月 1 日に入社したが、同社は 18 年 1 月ごろから資金繰りが悪化し、社会保険料を滞納しがちになったため、社会保険事務所（当時）から標準報酬月額を遡及して訂正するように指摘を受け、標準報酬月額を遡って訂正した。

私は、経理全般と社会保険の事務を担当していたので、遡って訂正する前の標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除していたことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正前の標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、44 万円と記録されていたところ、平成 19 年 1 月 24 日に、17 年 10 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「入社時から、A社の経理全般及び社会保険の事務手続を担当していた。社長は、平成 18 年 5 月 31 日に交代しているが、その後も前社長が実質的なオーナーであった。標準報酬月額に係る遡及訂正の届書は、前社長の指示に従い作成した。」と供述している。

また、申立事業所に係る滞納処分票によると、申立人は、複数回にわたり社会保険事務所からの連絡を前社長に伝えていること、滞納している厚生年金保険料の納付について前社長が社会保険事務所と協議する際に同席していること、及び標準報酬月額の遡及訂正に係る届出を平成 19 年 1 月 22 日に社会保険事務所に提出していることが確認できる。

さらに、法人登記簿によれば、申立人は、平成 18 年 5 月 31 日に取締役
に就任し、同年 8 月 1 日に辞任しているものの、この退任の届出が同年 12 月
20 日に行われていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、標準報酬月額が遡って訂正処理され
た時点においては、申立人は当該事業所において事業主及び取締役のいずれ
の職にも就いていなかったものの、当該事務の執行に当たっていた申立人が
自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理に同意しながら、当該処理が有効
なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生
年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月から 41 年 8 月まで

A市B区Cに所在していたD事業所又はE事業所という名称の事業所に勤務し、原材料の配送業務に従事していた。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市B区Cに所在していたD事業所又はE事業所という名称の事業所に勤務していた。」と申し立てているが、事業所の正確な名称を憶えていない上、勤務していたとする事業所の事業主及び同僚の名前も記憶していないことから、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができない。

また、適用事業所名簿により、D事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、E事業所については、F社が厚生年金保険の適用事業所として確認できるものの、当該事業所の所在地はA市G区（現在は、H区）であり、申立ての所在地と符合せず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、適用事業所名簿によれば、申立期間当時、A市B区Cにおいて、申立事業所の名称に類似するI社が厚生年金保険の適用事業所として確認できるが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は「I社はJ事業所関係の仕事をしていた。申立人が運搬していたと供述している商品とは別の廃品をダンプカーで運ぶ仕事などを行っていた。」と供述しており、当該事情は申立人が申し立てている

業務内容とは相違している上、当該被保険者名簿には、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番も無い。

一方、適用事業所名簿によれば、申立期間当時、A市K区に所在するL事業所（後に、J社に名称を変更）が厚生年金保険の適用事業所として確認できるとともに、当時、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、「社長はA市B区Cに現場事務所を建設した。そこに事務員や配車系の業務に従事する者もいたのではないかと思う。会社では申立人が供述している原材料と同様の商品などを運んでいた。」と供述し、当該事情は申立人が申し立てている申立事業所の所在地及び業務内容と符合することから判断すると、申立人が申立期間において勤務していたのは、L事業所である可能性がうかがえる。

しかしながら、申立人が当該事業所に仮に就業していたとしても、上記の者は、「会社に短期間しか勤務していない者は厚生年金保険には加入させていなかった。当時は従業員の中に厚生年金保険の加入を希望する者や希望しない者もいたことを記憶している。」と供述していることから判断すると、当時、当該事業所では全ての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿には、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、L事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の所在が確認できないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 11 月頃から 58 年 3 月 1 日まで
② 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 2 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 53 年 11 月頃にA社（現在は、B社）C店に入社し、入社後すぐに健康保険被保険者証を交付された記憶がある。

また、申立期間②については、昭和 62 年 4 月 1 日にD社E部に入社し、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。

申立期間に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社が保管する申立人に係る社員名簿（昭和 60 年 4 月 10 日現在）に、「パート勤務、1979 年 2 月 1 日入社」と記載があることから判断すると、申立人は、昭和 54 年 2 月 1 日からA社C店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人がA社C店において一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、「私は、申立人と一緒に昭和 54 年 1 月ごろに入社したが、入社してすぐに厚生年金保険に加入する人はいなかった。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 57 年 1 月 10 日であり、当該同僚が記憶する入社時期が厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していないことが確認できる上、申立人が名前を挙げた別の同僚も、「勤務期間の途中から厚生年金保険に加入した。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、全ての従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人は、入社後すぐに健康保険被保険者証を交付された記憶があると申し立てているところ、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及びF健康保険組合の加入記録によれば、申立人の被保険者資格の取得日は、いずれも昭和58年3月1日であることが確認でき、当該記録は前述の被保険者名簿における厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

さらに、B社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたか否かについて確認できる関連資料は保管していないが、当社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届から判断すると、年金事務所の記録どおりの保険料控除を行ったと考えられる。社会保険の被保険者資格を取得させる前に保険料を給与から控除することはあり得ない。」と回答しており、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

- 2 申立期間②については、D社E部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録を確認できる同僚は、「私は、昭和62年4月15日からD社E部にアルバイトとして勤務したが、申立人は私より先に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間②において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿により申立人と同日の昭和63年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の別の同僚は、「D社E部からは、入社して1年たってからパートであっても社会保険に加入するように説明があった。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人は、「私より後に入社した同僚が、私と同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得しているのはおかしい。」と主張しているところ、前述の被保険者名簿では、前記の複数の同僚のうち申立人よりも早く昭和61年11月に入社したとする複数の同僚が申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、入社時期から厚生年金保険被保険者資格の取得時期までの期間について、必ずしも同一の期間を設けていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立事業所は、「当時の社会保険に係る届書関係の書類は無く、厚生年金保険料の納付については不明であり、賃金台帳等の資料も残っていない。申立人についての社員記録等も確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。